

千葉県被災建築物 応急危険度判定士手帳

千葉県

目 次

1. 応急危険度判定制度の概要	1
2. 応急危険度判定の組織図	3
3. 判定士業務マニュアル	6
4. 応急危険度判定活動への協力要請	12
5. 応急危険度判定の要請があった時の対応	13
6. 参集してからの流れ	14
7. 応急危険度判定基準	15
8. 応急危険度判定調査表記入マニュアル	
・各構造共通事項	17
・木造建築物編	21
調査表記入例	28
・鉄骨造建築物編	29
調査表記入例	37
・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物編	38
調査表記入例	46
9. 応急危険度判定士認定等手続き様式	47
10. 保険制度説明	48
11. 判定活動 Q&A	50
12. 関係機関連絡先一覧	58
13. 参集メモ	60
14. 個人の情報	66

1. 応急危険度判定制度の概要

1 目的

応急危険度判定は地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り速やかに建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定することを目的とする。

2 調査方法

応急危険度判定士が現地において、主として建築物の外観から目視により調査します。調査は応急危険度調査判定マニュアルに記される要領に従って行い、所定の判定調査表を使用します。

3 判定結果

危険度の判定（＜危険＞、＜要注意＞、＜調査済＞）を行い、その結果は三種類の判定ステッカーを建物の出入り口等、外部の見やすい位置に貼って表示することで当該建築物の所有者・使用者・歩行者への周知を図ります。

『判定ステッカー』



(赤) 危 険 : 「建築物に立ち入ることは危険です。」

建築物全体（一部）の崩壊、周辺地盤の破壊、基礎の著しい破壊、著しい傾斜、屋根・窓・空調機器等の落下の危険有り等

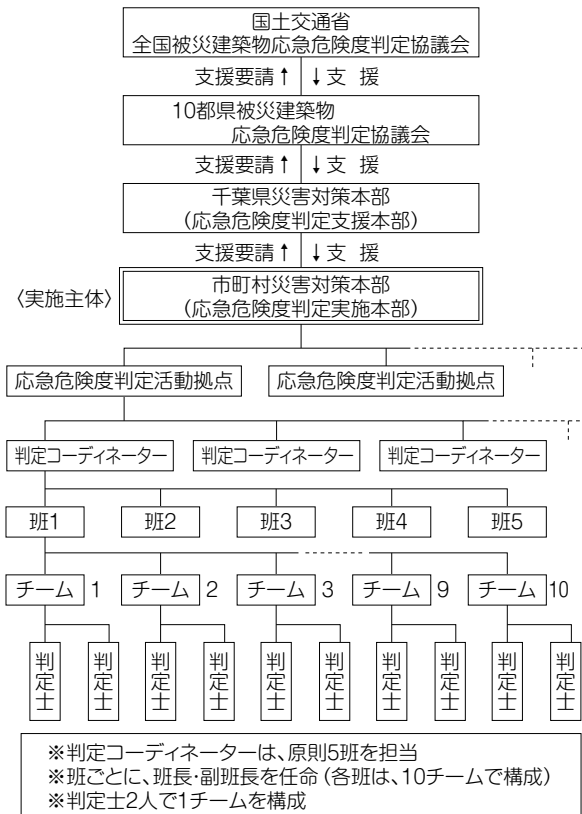
(黄) 要注意 : 「建築物に立ち入る場合は十分注意してください。」

部分的な基礎の破損、傾斜あり、壁の大きな亀裂・はがれ、屋根瓦の著しいずれ、外装材の部分的なひび等

(緑) 調査済 : 「被害の程度は小さいと考えられます。」

ほとんど無被害、又は軽微な損傷、わずかな傾斜等

2. 応急危険度判定の組織図



【実施主体】

応急危険度判定の実施は、被災した区域の地理、建物状況を把握している市町村が担うのが適当であることから、市町村が主体となって実施します。県は判定士の派遣等市町村の支援を行います。

【市町村災害対策本部】

地震発生後、判定の実施主体として判定活動に携わる判定士の指揮、監督を行なう機関です。

市町村災害対策本部は判定実施の要否を判断し、実施を決定した場合は、内部に応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、判定士に対する協力要請、県災害対策本部に対する判定士の派遣要請、判定士受入れ準備等を行ないます。

【県災害対策本部】

市町村災害対策本部が設置されたことを受けて、県災害対策本部が設置されます。市町村、都道府県、国土交通省等との連絡調整や判定士の派遣計画等、後方支援を行なう機関です。

判定については判定士の派遣要請を受けて、内部に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、判定士の派遣計画の作成やその他必要な後方支援を行ないます。

また、被害が大規模で県内だけでの対応が困難な場合は、国や他都道府県に対して応援要請を行ないます。

【応急危険度判定士】

被災建築物応急危険度判定の業務に従事する者として、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は他の都道府県の知事が定めた者をいいます。

【応急危険度判定コーディネーター】

判定の実施にあたり、実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整や判定士の指導・支援にあたる行政職員等で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括します。

【全国被災建築物応急危険度判定協議会】

応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して調整を行い、応急危険度判定の実施体制の調整を行なう機関です。

阪神・淡路大震災における応急危険度判定の成果を踏まえ、全国規模での応急危険度判定の整備、相互支援体制の確立等を図るため、国土交通省、全国都道府県及び関係団体を構成員として平成8年4月に設立されました。

【10都県被災建築物応急危険度判定協議会】

全国協議会の関東地方連絡会議として、相互支援体制等の整備を行なう機関です。茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県及び千葉県を構成員として平成9年1月に設立されました。

3. 判定士業務マニュアル

第1 趣旨

このマニュアルは、地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に行い余震等による二次災害の防止を図ることを目的とする。

第2 判定業務の心得

- 1 判定士は、原則として県、被災市町村又は応援市町村の要請により判定業務に従事するものとする。

ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず県の指示に従い行動するものとする。

- 2 判定士は、県の要請により他の都道府県へ赴き、判定業務を行う場合は、被災地の都道府県等が定めた業務基準を遵守し、迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うものとする。

第3 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部のもと以下の組織に編成される。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

(2) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ、最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

(3) 判定コーディネーター

実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行うとともに、実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

第4 判定士の参集行動基準

1 地元判定士の行動基準

地元判定士は、次のように行動するものとする。

- (1) 判定士は、実施本部等から参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、参集場所、参集場所までの移動方法及び判定業務従事予定期間の確認を行う。
- (2) 民間判定士は判定作業に参加するかどうかは家族、勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先ともよく相談し決める。
- (3) 判定士は、指定された参集日時、参集場所に指定された方法により集合する。
- (4) 判定士は実施本部又は判定拠点に到着後、受付の際に必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
- (5) 判定士は、実施本部等から判定資機材等の提供を受けるとともに、判定コーディネーター及び班長から以下の内容の説明あるいは指示を受ける。
 - ①判定実施区域及び担当する判定街区
 - ②判定調査表の記入方法
 - ③判定実施方法（オペレーションタイプ等）
 - ④被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域、判定実施留保地区情報等）
 - ⑤気象情報（気温、風速、降雨等）
 - ⑥余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ⑦被災地情報（避難所の位置、被災者への情報等）
 - ⑧出発時間、判定実施区域への移動手段、判定実施区域における参集時間、参集場所
 - ⑨判定作業中の危険防止についての注意事項及び緊急連絡先、民間判定士については保険の概要
- (6) 判定士は、家族及び勤務先に行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。

(7) 判定士は、参集場所到着後は原則として実施本部の指揮下に入る。

2 応援判定士の行動基準

応援判定士は、次のように行動するものとする。

(1) 判定士は、県又は応援市町村等からの判定応援要請の連絡を受けた場合は参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。

(2) 民間判定士は応援の判定作業に参加するかどうかは家族、勤務先ともよく相談し決定する。

(3) 判定作業に参加する場合は、判定活動受諾の連絡を行い、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定資機材等の指示を受ける。

(4) 判定士は、応援市町村又は支援本部が指定する1次参集場所に到着後、県又は応援市町村等の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。

(5) (県内で応援判定する場合) 判定士は、県又は応援市町村等が指定する1次参集場所から現地参集場所へ到着するまでの間は原則として県又は応援市町村等の指揮下に入る。

(県外に派遣される場合) 判定士は県等が指定する1次参集場所又は現地参集場所へ到着するまでの間は原則として県等の指揮下に入る。

(6) (県内で応援判定する場合) 県又は応援市町村等が指定する1次参集場所から現地参集場所への移動は、原則として県又は応援市町村等が指定した方法による。

(県外へ派遣される場合) 県等が指定する1次参集場所から被災都道府県支援本部が指定する1次参集場所又は現地参集場所への移動は、原則として県等が指定した方法による。

(7) (県内で応援判定する場合) 判定士は現地参集場所到着後は、原則として実施本部の指揮下に入る。

(県外へ派遣される場合) 判定士は被災都道府県の支援本部が指定する1次参集場所又は現地参集場所到着後は、原

則として支援本部又は実施本部の指揮下に入る。

(8) 判定士は、実施本部等から判定資機材等の提供を受けるとともに、判定コーディネーター及び班長から以下の内容の説明あるいは指示を受ける。

- ①判定実施区域及び担当する判定街区
- ②判定調査表の記入方法
- ③判定実施方法（オペレーションタイプ等）
- ④被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域、判定実施留保地区情報等）
- ⑤気象情報（気温、風速、降雨等）
- ⑥余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ⑦被災地情報（避難所の位置、被災者への情報等）
- ⑧出発時間、判定実施区域への移動手段、判定実施区域における参集時間、参集場所
- ⑨判定作業中の危険防止についての注意事項及び緊急連絡先、民間判定士については保険の概要

第5 持参する判定資機材等

判定士は、実施本部、支援本部で準備する判定資機材とは別に、判定業務に必要となる判定資機材を持参すること。

第6 応急危険度判定の実施

- 1 判定作業は、実施本部又は判定拠点の判定コーディネーターが各班長又は副班長に指示し、各班長又は副班長が各判定士に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。
- 2 判定士は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておく。
- 3 判定街区への移動は、実施本部又は判定拠点で用意した移送手段による。
- 4 判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識

別できるようにする。

- 5 判定作業は、判定チーム（原則として2人1組）で行う。
- 6 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
- 7 緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）、判定における疑問等については、班長を通じ携帯電話等で実施本部又は判定拠点と連絡を取り、判定コーディネーターの指示をあおぐ。
- 8 判定作業は、迅速かつ誠実に行い被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。
- 9 判定結果については、判断根拠を随時建物毎に記録する。
- 10 判定作業終了後、実施本部又は判定拠点に戻り、班長又は副班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。また、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。
- 11 班長又は副班長は、各判定士から判定結果等の報告を受け次第判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに集計結果の報告を行う。また、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。
また、判定実施区域の被災状況とともに判定士全員の健康状態についても報告する。
- 12 判定士は、原則として実施本部又は支援本部で準備した宿泊施設に宿泊する。ただし、地元判定士は自宅に戻ることができる。その場合は翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受ける。

第7 判定結果の表示

各建物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記することとする。

第8 住民対応及びマスコミ対応

- 1 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のパンフレットを持参し、必要に応じて配布する。
- 2 所有者（又は居住者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等があった場合には、適切に回答するものとする。
- 3 現地で判定以外の業務を求められたら、丁寧にお断りし速やかにその場を離れる。
- 4 所有者（又は居住者等）ともめたら、判定ステッカーを貼らずに、判定調査表にその旨の記録のみ残す。（判定ステッカーを剥がされた場合も同様）
- 5 外国人の居住者については、日本語の通じない外国人に対して、英語等で書かれた判定ステッカー及び判定結果説明書をあらかじめ用意しておき、手渡す。
- 6 マスコミとの対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

4. 応急危険度判定活動への協力要請

1 民間判定士への連絡体制

応急危険度判定に協力していただく場合は、居住する市町村又は連絡リーダー（判定士本人が所属する建築関係団体等）から協力要請があります。

連絡方法は、原則として電話又はメールで行いますが、これによりがたい場合は、市町村の防災行政無線やマスメディア（テレビ、ラジオ、県ホームページ等）を利用して協力要請を行うことがあります。

2 行政職員である判定士への連絡体制

行政職員である判定士については、勤務する市町村担当課から協力要請があります。

5. 応急危険度判定の要請があった時の対応

1 協力要請に対する意思の決定

- ① ボランティアとして協力していただく判定活動は、決して強制するものではありません。

家族、勤務先ともよく相談して決めてください。

- ② 判定活動は被災地へ赴いて作業を行うことになるため、体調がすぐれない場合は参加を控えてください。

2 判定活動参加への準備

- ① 集合日時、集合場所、判定実施市町村、移動方法及び判定期間についてはよく確認してください。（連絡網等の場合は次の人に正確な情報を流してください。）
- ② 家族、勤務先にはスケジュールについてよく説明し、了解を得てください。
- ③ 参集場所へは、判定作業ができる服装で集合してください。

◎持参していただきたいものは以下のとおりです。

A. 必ず持参してほしいもの

- ・応急危険度判定士登録証
- ・判定士手帳
- ・ヘルメット
- ・筆記用具

B. 持参したほうがよいもの

- ・ナップザック
- ・水筒
- ・下げ振り
- ・軍手
- ・雨具
- ・防寒具（冬季）
- ・バインダー（画板）
- ・携帯電話
- ・クラックスケール
- ・コンベックス
- ・マスク

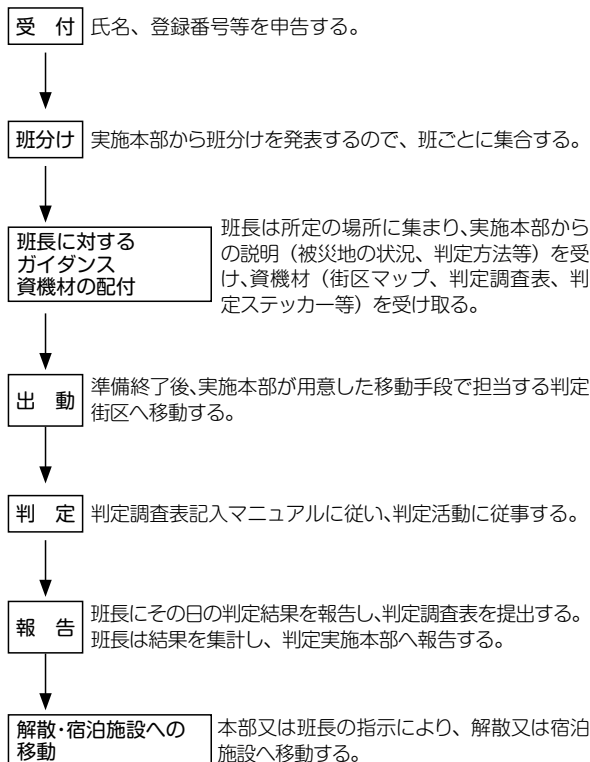


C. その他あると便利なもの

- ・カメラ・双眼鏡・ペンライト（懐中電灯）・ラジオ・コンパス（方位磁石）・ハンマー（打診器）・ホイッスル

D. 宿泊に必要な最小限のもの

6. 参集してからの流れ



7. 応急危険度判定基準

1 目的

応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性並びに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命にかかわる二次災害を防止することを目的とする。

2 適用範囲

応急危険度判定は、地震被害を受けた木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物に適用する。建築物はその構造種別の違いによって構法や高さ等の規模が異なり、地震被害の様相やそれに起因する危険度も異なるので、本判定方法は構造種別ごとに設定する。

3 調査方法

被災建築物の調査判定は、応急危険度判定士が現地において、主として建築物の外観から目視又は簡単な計器等を用いて、建築物及び建築物の部分等の沈下・傾斜、構造躯体の被害状況、落下物ないし、転倒物の危険性等について調査する。調査は、応急危険度判定マニュアルに記されている要領に従って行い、所定の応急危険度判定調査表を使用する。

4 判定方法

応急危険度判定調査表に記されている判定基準に従って、建築物等の沈下・傾斜、構造躯体の被害等を調査判定し、建築物等の危険度を「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定を行う。

5 判定内容による対応

調査者は、危険度判定の結果を建築物の所有者や使用者、又は所有者や使用者以外の第三者に知らしめるため、原則として所定の判定ステッカーを建築物の出入り口などの認識しやすい場所に貼付し、建築物の所有者等がいる場合には、判定内容について説明を行い危険がないように注意を喚起する。また、落下危険物等に対しては危険箇所付近に判定ステッカーを貼付する。

6 判定の変更

応急危険度判定が行なわれた建築物について、後に崩壊等の危険を防ぐための有効な処置が講じられた場合、あるいは被災状況に関するより詳細な調査が行なわれた場合、その他被災状況に変化が生じた場合など当初の判定を変更する必要があると認められる場合には、これを変更することができる。

8. 応急危険度判定調査表記入マニュアル

(各構造共通事項)

I. 全体的な記入方法について

この調査票は、電算入力を前提としているため、左側の調査欄と右側の集計欄に分けて作られています。調査項目はゴシック体で表示されています。

調査者は、誤記入を防止するため、左側調査欄の該当する事項の番号に○を付け、あるいは下線部分に該当する数字を記入してください。

次に各調査欄で○のついた数字、又は下線部分の数字を集計欄に記入してください。集計欄は全て数字で記入してください。該当する内容がない場合等にはチェックマーク（例✓）を記入してください。迅速な調査結果の集計ができるように、御協力をお願いします。

II. 整理番号等について

「整理番号」

調査を実施する災害対策本部の担当者の指示に従って記入してください。

なお、その際配布された住宅地図等にも調査表と対照できるように、当該被災建築物の整理番号を転記するようにしてください。

「調査日時」

調査者が、調査対象被災建築物に到達し、調査を開始した時刻を記入してください。その際、時間単位で記入し、分を省略してください。

（記入例 午前11時35分→午前11時）

「調査回数」

当初調査の場合は記入せず、2回目以降の場合、その調査回数を記入してください。

なお、古い判定ステッカーをはがした場合は、捨てずに持ち帰り、災害対策本部の担当者にお渡しください。

「調査者氏名」

下線部に氏名、都道府県、判定士登録番号を順に記入してください。なお、基本的に1チーム2名を想定していますが、3人以上の場合は下に追記してください。

記入については、調査表を何枚も記入する都合から、ひらがな、イニシャル等を使用してもよいことにしますが、登録番号は正確に記入するようにしてください。

Ⅲ. 建築物概要について

「1 建築物名称」

災害対策本部から配布された住宅地図等に記載された建築物名称を記入してください。正式名称を事前に把握している場合には、それを記入してください。

個人住宅の場合は、地図には所有者等の名前が記載されていますので、その氏名を記入してください。

なお、一つの敷地に複数の建築物があった場合、それぞれに異なる整理番号を付して別葉の調査表に記入してください。各建築物の名称は「～の住宅」、「～の倉庫」等それぞれが区別できるよう記入してください。

「1.1 建築物番号」

あらかじめ、建築物番号が定められている場合はそれを記入してください。

その他の場合には、配付された住宅地図等に記載された建築物の番号（個々の建築物の水平投影面の輪郭に付されている住居番号）を記入してください。

「2 建築物所在地」

字名地番を記入してください。市町村名は省略して結構です。

(記入例 緑ヶ丘1-2-1)

「2.1 住宅地図整理番号」

配付された住宅地図等の番号を記入してください。

「3 建築物用途」

項目に該当しないものについては下記の表を参考にしてください。また、どの項目にも該当しない場合は、その他として()の中に内容を記入してください。

凡 例	建 築 物 用 途
店舗	飲食店、スーパーマーケット、デパート等
体育館	学校の体育館、スケート場、屋内プール等
劇場、遊戯場等	パチンコ店、映画館、ボーリング場、公会堂等

複合用途のものは、主たる用途で記入してください。

13. 学校は、教室の集合体を典型として判断してください。

予備校や塾等は実態に応じ6. 事務所と判断すべきものもあります。また、幼稚園は10. 保育所としてください。

「4 構造形式」

主たる構造形式を判断して記入してください。

木造で工法が特定できない場合は、1. 在来構法としてください。

構造形式が梁間方向・桁行き方向で異なる場合は、被害が大きかった方向で代表させてください。

倒壊していたり、外観から判断できず、かつ、内観調査のできない場合等、判断のつきかねる場合は記入しなくても結構です。

鉄骨造で混構造等の場合は、4. その他としてその内容を()の中に、例えば(木造との混構造)のように記入してください。

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造で混構造等の場合は、5. 混合構造として、() 内に、例えば（S造）と（RC造）のように記入してください。

「5 階数」

調査対象建築物の被災前の階数を記入してください。

倒壊等のために判別できない場合、あるいは地下の階数が不明な場合等は、調査者ができる範囲で推定し、集計欄の数値の右に？を付け、3？のように記入してください。

「6 建築物規模」

1 階寸法を目見当で推定して記入してください。実測上の危険が無く、時間的余裕のある場合は、コンベックス等で測定していただいても結構です。

原則として間口方向をアに、奥行き方向をイに記入してください。また、円形プランや不整形なプランの建築物の場合、外接する方形を想定して、その寸法を記入してください。

これらの寸法は、後日住宅地図上で建築物を特定して確認するために必要なものですが、原形を留めないほど破壊が激しい場合等は、記入しなくても結構です。その場合、集計欄には×を記入してください。

IV. 調査について

調査範囲

全ての物件について外観調査を行うこととしますが、その結果危険度の判定がAランク（「1. 調査済（緑）」）となったものは、原則として内観調査も行ってください。Bランク（「2. 要注意（黄）」）のものも、必要に応じて内観調査を行ってください。この場合、使用者等の承諾を得て内観調査を実施してください。Cランク（「3. 危険（赤）」）となったものは、内観調査を実施する必要はありません。

なお、内観調査は建築物の使用者からのヒアリングによっ

ても結構です。

Aランク・Bランクで内観調査ができない場合は、調査方法について「外観調査のみ実施」の項目に○印を付し、判定ステッカーにもその旨記入してください。

また、調査件数が多い場合等で、災害対策本部の担当者から外観調査のみと指示されている場合は、その指示に従ってください。

（木造建築物編）

「1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に○印を付し、総合判定で、「3. 危険（赤）」とし判定調査を終了してください。

隣接しているがけや地盤などが一見して危険な場合は、4. その他の項目の（ ）内にその理由を記入し、総合判定で「3. 危険（赤）」とし調査を終了してください。

この場合、コメント欄と判定ステッカーの注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入してください。

この項目で判定する場合は、「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。

隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れこむ危険がある場合、隣接の斜面、がけ等が崩壊していて、敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランク判定としてください。

② 構造躯体の不同沈下

建築物の倒壊の危険性を、地盤の不同沈下や構造躯体の受けた損傷により生じる構造躯体の鉛直方向の不同沈下によって判定します。なお、構造躯体の「不同沈下」とは、地盤の沈下や構造骨組みの部分的あるいは全体的な損傷により、屋根、小屋、土台等が上下方向に一様でない変形をしている状況をいいます。

ランク	A	B	C
損傷状況	不同沈下していないか、していても軽微のもの。	床の落込み、浮上がり、屋根の落込み等の著しいもの。	小屋組が破壊したり、床全体が沈み込んだもの。

③ 基礎の被害

建築物の倒壊の危険性を、基礎が受けた被害及び土台が受けた被害によって判定します。

基礎の被害状況や土台との接合状況などを総合的に観察して判定してください。

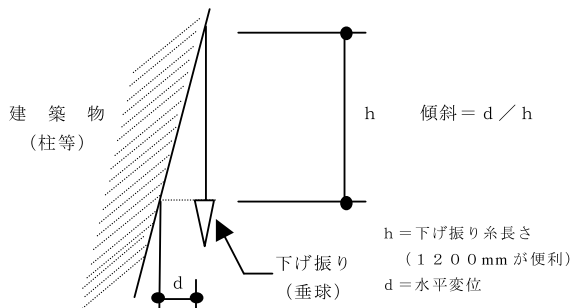
例えば、基礎はそれほどの被害ではないが、完全に土台とずれてしまっている場合は基礎としての機能は既に果たせないわけですからCランクと考えられます。

④ 建築物の1階の傾斜

建築物の倒壊の危険性を、建築物の1階の傾斜から判定します。傾斜は下げ振り等を利用して測定します。

Bランク(1/60～1/20)は、1/60を超え1/20以下の範囲をいいます。

傾斜測定法（例）



ランク	A	B	C
傾斜 (d / h)	1/60 以下	1/60 ~ 1/20	1/20 超
1.2 m当たりの水平変位	$d \leq 20\text{mm}$	$20\text{mm} < d \leq 60\text{mm}$	$d > 60\text{mm}$

⑤ 壁の被害

建築物の倒壊の危険性を、壁の被害から判定します。

判定基準は以下のとおりとして判定してください。

Aランク：ひび割れが無いもの、あるいはわずかなひび割れがあるもの。

Bランク：湿式壁で大きな亀裂やはく落などの破損が見られるもの、あるいは乾式壁が破壊やはく落したもの。

Cランク：外壁全体にわたって大きな亀裂・はく落・破壊が見られ、建築物躯体の損傷が明瞭であるもの。

⑥ 腐食・蟻害の有無

建築物の倒壊の危険性を、腐食・蟻害の有無から判定します。

例えば、壁にBランクの被害があるが、よく見ると柱や土台が腐食・蟻害によって大きな断面欠損があり、余震等によっ

て被害が進行する可能性が高い場合などがこれに該当します。

建築物の土台、1階の柱などで、観察できる場合に判定してください。

なお、無被害の建築物については、腐食・蟻害の有無のみでBランク又はCランクとする必要はありません。

「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について

ここでは、落下物あるいは転倒物によって、危険性があるかどうかで判断します。

例えば、外壁が破壊していても、全て落ちてしまっていて落下するものがない場合、窓ガラスが割れて落下していてもバルコニーがあっても下には被害が及ばない場合、転倒物が既に転倒してしまってもう転倒する可能性がない場合などは全てAランクとなります。

また、外壁落下などで、ひさしなどにより、完全に被害が防止できないが、危険性がかなり減少する場合はBランクとするなど適宜判断してください。

落下危険物、転倒危険物の種類は調査表にあるだけでなく、ほかにもいろいろな物があるといえますが、「最も危険性の高い物は何か。」という視点で判断してその危険物が調査表にない場合は「⑦その他（ ）」を活用して記入するようにしてください。

落下危険物、転倒危険物全体の判定基準は以下のとおりとして判定してください。

Aランク：明らかに危険性がないと考えられる場合。

Bランク：被害の危険性が相対的に低い場合、又は予測される被害が比較的軽い場合など。

窓ガラスが何枚か割れていて、余震により類似の窓ガラスの損傷による危険性が高い場合や既に同種の転倒物がかなり倒れていて、余震による転倒の危険性が高い場合。

Cランク：既に傾いていたり、支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合。

転倒物については、支持するボルトなどが破断している場合や既に傾斜していて転倒の危険性が高い場合。

各項目の記述事項には該当しないが、落下や転倒に対する危険性が高い場合。

① 瓦

② 窓枠・窓ガラス

③ 外装材（湿式）の場合

③外装材（湿式）の場合とは、土壁、漆喰壁、モルタル壁などの塗り壁や、あるいはタイル張り等、水を用いて作る壁のことです。

このような湿式の壁のない場合は記入の必要がありません。

④ 外装材（乾式）の場合

④外装材（乾式）の場合とは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、あるいは下見板、羽目板、ベニヤ板などの様々なボード類を釘やボルト、金属などを用いて固定するタイプのものです。

このような乾式の壁のない場合は記入の必要がありません。

⑤ 看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定するようにしてください。

⑥ 屋外階段

屋外階段の損傷の状況は、建築物全体の損傷度を知る大きな指標となるので、設置されている場合は必ず調査を行うものとする。

⑦ その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突など落下の危険など①～⑥までに該当しない項目で危険な

ものがある場合、最も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定してください。

なお、特に危険なものがない場合は記入の必要がありません。

総合判定について

総合判定の判定方法

一見して危険と判定される場合以外は「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きい方を選んでください。

下記は、それぞれの各危険度の組み合わせごとの総合判定です。

AランクとAランクの場合は「1. 調査済（緑）」

AランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」

AランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

BランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」

BランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

CランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

コメント欄の記入方法

このコメント欄の内容は判定ステッカーの注記欄と同じ内容にしてください。

構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるようにしてください。

記入例	・ 隣接建築物が倒れ込む危険があります。 ・ 擁壁が崩壊し建築物が倒壊する恐れがあり危険です。 ・ 構造躯体である 1 階の柱が大きな損傷を受けており危険です。 ・ 建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。 ・ 屋外看板が落ちかけており危険があります。
-----	--

立入注意の範囲、ブロック塀等、特に安全上注意の必要な場合も記入してください。

また、判定結果が「3. 危険（赤）」と判定され、建築物内部に居住者がなおいる場合はコメント欄外にその旨を記入し、災害対策本部に報告してください。

木造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）

木

整理番号 8-15 調査日時 1 月 20 日 午前・午後 11 時 調査回数 回目
 調査者氏名 (都道府県/Na) 千葉 太郎 (千葉県 / 千・公-〇〇-〇〇〇〇)
幕張 一郎 (千葉県 / 千・民-〇〇-〇〇〇〇)

整理番号

8-15

建築物概要

1 建築物名称 船橋 二郎 邸 1.1 建築物番号 12
 2 建築物所在地 松ヶ丘〇〇-〇〇 2.1 住宅地図整理番号 7
 3 建築物用途 ①戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()
 4 構造形式 ①在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ケバイォ) 3.プレファブ 4.その他 ()
 5 階数 1 平屋 ②2階建て 3.その他 ()
 6 建築物規模 1階寸法 約 ア 10 m×イ 7 m

建築物番号

12

住宅地図整理番号

7

3

1

4

1

5

2 階

ア

10 m

イ

7 m

調査方法

1

1

✓

調査 調査方法: ① 外観調査のみ実施 2. 内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 (<u> </u>)

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	A ランク	B ランク	C ランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	<u>②</u> 1. 不明確	3. 危険あり
②構造躯体の不同沈下	<u>①</u> 無し又は軽微	2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1. 無被害	<u>②</u> 部分的	3. 著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60 以下	2. 1/60~1/20	<u>③</u> 1/20 超
⑤壁の被害	1. 軽微なひび割れ	<u>②</u> 大きな亀裂、剥落	3. 落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	<u>①</u> ほとんど無し	2. 一部の断面欠損	3. 著しい断面欠損
危険度の判定	1. 調査済み 全部 A ランクの場合 (要内観調査)	2. 要注意 B ランクが 1 以上ある場合	<u>③</u> 危険 C ランクが 1 以上ある場合

①

2

②

1

③

2

④

3

⑤

2

⑥

1

判定

3

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	A ランク	B ランク	C ランク
①瓦	1. ほとんど無被害	<u>②</u> 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	<u>②</u> 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	<u>③</u> 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1. 目地に亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑥屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑦その他 (<u>ア</u> <u>〇</u> <u>ク</u> <u>ツ</u>)	1. 安全	2. 要注意	<u>③</u> 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部 A ランク	2. 要注意 B ランクが 1 以上ある場合	<u>③</u> 危険 C ランクが 1 以上ある場合

①

2

②

2

③

3

④

✓

⑤

✓

⑥

✓

⑦

3

判定

3

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) ③ 危険 (赤)

総合判定

3

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

- ・建築物が傾斜しており倒壊の危険があります。
- ・ブロック塀が傾斜しており危険です。

(鉄骨造建築物編)

「1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に○印を付し、総合判定で、「3. 危険（赤）」とし判定調査を終了してください。

隣接しているがけや地盤などが一見して危険な場合は、4. その他の項目の（ ）内にその理由を記入し、総合判定で「3. 危険（赤）」とし調査を終了してください。

この場合、コメント欄と判定ステッカーの注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入してください。

この項目で判定する場合は、「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れ込む危険がある場合、隣接の斜面、がけ等が崩壊していて、敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をしてください。

② 不同沈下による建築物全体の傾斜

Bランク（1/300～1/100）は、1/300を超え1/100以下の範囲を示します。

ランク	A	B	C
傾斜（d/h）	1/300 以下	1/300～1/100	1/100 超
1.2 m当たりの水平変位	$d \leq 4\text{mm}$	$4\text{mm} < d \leq 12\text{mm}$	$d > 12\text{mm}$

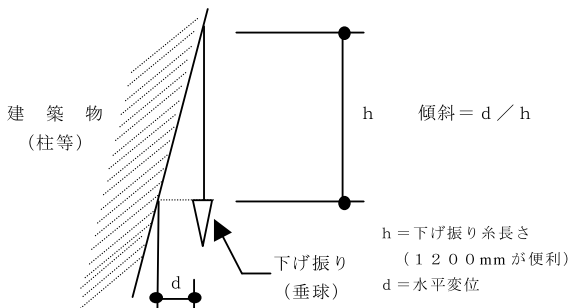
③ 建築物全体又は一部の傾斜

傾斜を生じた階の上の階数が、1階以下の場合あるいは2階以上の場合でそれぞれ判定してください。

Bランク ($1/100 \sim 1/30$) は、 $1/100$ を超え $1/30$ 以下の範囲を、($1/200 \sim 1/50$) は $1/200$ を超え $1/50$ 以下の範囲を、それぞれ示します。

建築物の傾斜は、地震後に残留している傾斜で代表されているが、実際には地震時に大きな傾斜が生じていても、地震終了時点で偶然小さな残留傾斜となることがある。このような場合は、建築物に生じた最大の傾斜に応じた損傷が内外装材に生じている。そこで、内外装材の損傷状況等により、建築物に生じた最大の傾斜が大きかったと予測される場合は、調査時点の傾斜（残留傾斜）に係わらず被害ランクを判定するものとする。表一1は、種々の内外装材の最大傾斜と損傷状況との関係をまとめたものである。最大傾斜の約半分が残留変形に相当するので、調査表における傾斜の判定では、この点を考慮する必要がある。

傾斜測定法（例）



傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合

ランク	A	B	C
傾斜 (d / h)	1/100 以下	1/100 ~ 1/30	1/30 超
1m 当たりの水平変位	$d \leq 10\text{mm}$	$10\text{mm} < d \leq 33.3\text{mm}$	$d > 33.3\text{mm}$
1.2m 当たりの水平変位	$d \leq 12\text{mm}$	$12\text{mm} < d \leq 40\text{mm}$	$d > 40\text{mm}$
3m 当たりの水平変位	$d \leq 30\text{mm}$	$30\text{mm} < d \leq 100\text{mm}$	$d > 100\text{mm}$

傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合

ランク	A	B	C
傾斜 (d / h)	1/200 以下	1/200 ~ 1/50	1/50 超
1m 当たりの水平変位	$d \leq 5\text{mm}$	$5\text{mm} < d \leq 20\text{mm}$	$d > 20\text{mm}$
1.2m 当たりの水平変位	$d \leq 6\text{mm}$	$6\text{mm} < d \leq 24\text{mm}$	$d > 24\text{mm}$
3m 当たりの水平変位	$d \leq 15\text{mm}$	$15\text{mm} < d \leq 60\text{mm}$	$d > 60\text{mm}$

表一 1 建築物最大傾斜と各種内外装材の損傷状況との関係

最大傾斜	0～1/200	1/200～ 1/100	1/100～ 2/100	2/100～ 3/100	3/100～ 4/100	4/100 以上
① ALC版 縦壁挿入筋 工法 横壁工法	隅角部わず かなひび割 れ	目地にすれ 発生 たて目地に ひび割れ	ALC版に 隙間ができ る	目地すれ 1 cm発生	目地すれ顕 著 ALC 版のひび割 れ目立つ	隅角部の破 損大 部分的に剥 離
② ALC版 縦壁スライ ド工法	外観上の差は認められない					
③ 石膏ボ ード ケイカル版	外観に変化なし		縦パネル隅 角部におけ る釘の抜け だし、めり こみ	ボードと枠 にすれ発生	ボードの剥 離一部はじ まる	ボードの剥 離顕著
④ スレート	目地のすれが変形に応じて生じるのみでスレートの破損なし					
⑤ 金属サイ ディング	外観上の差は認められない					
⑥ フレキシ ブルボード 軽量鉄骨下 地	外観に変化なし		ビス抜けが はじまる ボードにひ び割れが 発生すること がある	ビス止め部 でボードに ひび割れ 発生 ビス抜 け多し(全 体の 1/3)	ジョイナー はすれる ビス抜け全 体の 2/3 程 度	ボードのひ び割れ顕著
⑦ 化粧合板			合板のはら み出し	目地部のす れ	合板の剥離 一部はじま る	合板の剥離 顕著
⑧ ラスモル タル 軽量鉄骨下 地	初期収縮ひ び割れあれ どほとんど 被害なし	胴縁変形は じまる	胴縁変形い くぶん大き くなる ビス抜けは じまる	胴縁変形大 ビス抜け多 し	胴縁変形著 しい モルタル剥 離	モルタル剥 離顕著
⑨ コンク リートブ ロック	目地にひび 割れ発生 肌別れ	ブロックに ひび割れ 発生 目地の動き かなり目立 つ	ブロックの 破壊進行	ブロックの破壊顕著		
⑩ 開口部 出入り口		開閉に支障 が出はじめ る	開閉困難	開閉不能		
⑪ 開口部 筋かい	サッシュフ レーム接合 部変形	ガスケット はすれ出す	サッシュフ レーム接合 部変形		取り付け金 物落下	クレセント 破壊
⑫ 開口部	サッシュフ レーム接合 部変形	ガスケット はすれはじ める	サッシュフ レーム接合 部変形		取り付け金 物落下 ガ ラス隅角部 にひび割れ	ガラス破壊

④ 部材の座屈の有無

柱・梁等の構造部材のそれぞれの座屈被害の状況を確認できる範囲で判定してください。

誰が見ても局部座屈波形が生じていると認められる程度に変形している場合は、既に部材最大耐力の発揮後と考えられるので、「3. 著しい局部座屈」とみなすものとする。これに対し定規などを部材に当てないと局部座屈の発生が確認できない場合は、「2. 局部座屈あり」とみなす。

⑤ 筋違の破断率

各通りの構面内の筋違の破断状況をできるだけ全数調査してください。天井筋違等の水平筋違は調査対象外とします。

Bランク (20%～50%) は、20%を超え50%以下の範囲を示します。

⑥ 柱梁接合部及び継手の破壊

柱と梁の仕口及び梁の継手接合部の破壊状況について、目視できる範囲で調査してください。一部破断及び亀裂発生数が総数の20%未満の場合はBランク、総数の20%以上の破断の場合はCランクとしてください。ただし、一部破断及び亀裂発生数が総数の20%未満の場合でも、梁端部が1か所でも完全に破断している場合は、Cランクとしてください。

⑦ 柱脚の破損

柱脚部分の破壊の状況に応じて、被害ランクの区分を行ってください。

⑧ 腐食の有無

各部材の発錆による腐食の発生の有無を調査し、断面欠損による耐力の低下に関与しているか否かという観点から、被害ランクの区分を行ってください。

「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について

ここでは、落下物あるいは転倒物によって、危険性があるかどうかで判断します。

例えば、外壁が破壊していても、全て落ちてしまっていて落下するものがない場合、窓ガラスが割れて落下していてもバルコニーがあって下には被害が及ばない場合、転倒物が既に転倒してしまってもう転倒する可能性がない場合などは全てAランクとなります。

また、外壁落下などで、ひさしなどにより、完全に被害が防止できないが、危険性がかなり減少する場合はBランクとするなど適宜判断してください。

落下危険物、転倒危険物の種類は調査表にあるだけでなく、ほかにもいろいろな物があるといえますが、「最も危険性の高い物は何か。」という視点で判断してその危険物が調査表にない場合は「⑦その他（ ）」を活用して記入するようにしてください。

落下危険物、転倒危険物全体の判定基準は以下のとおりとして判定してください。

Aランク：明らかに危険性がないと考えられる場合。

Bランク：被害の危険性が相対的に低い場合、又は予測される被害が比較的軽い場合など。

窓ガラスが何枚か割れていて、余震により類似の窓ガラスの損傷による危険性が高い場合や既に同種の転倒物がかなり倒れていて、余震による転倒の危険性が高い場合。

Cランク：既に傾いていたり、支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合。

転倒物については、支持するボルトなどが破断している場合や既に傾斜していて転倒の危険性が高い場合。

各項目の記述事項には該当しないが、落下や転倒に対する危険性が高い場合。

① 屋根材

② 窓枠・窓ガラス

③ 外装材（湿式）の場合

③外装材（湿式）の場合とは、土壁、漆喰壁、モルタル壁などの塗り壁や、あるいはタイル張り等、水を用いて作る壁のことです。

このような湿式の壁のない場合は記入の必要がありません。

④ 外装材（乾式）の場合

④外装材（乾式）の場合とは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、あるいは下見板、羽目板、ベニヤ板などの様々なボード類を釘やボルト、金属などを用いて固定するタイプのものです。

このような乾式の壁のない場合は記入の必要がありません。

⑤ 看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定するようにしてください。

⑥ 屋外階段

屋外階段の損傷の状況は、建築物全体の損傷度を知る大きな指標となるので、設置されている場合は必ず調査を行ってください。

⑦ その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突など落下の危険など①～⑥までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定してください。

なお、特に危険なものがない場合は記入の必要がありません。

総合判定について

総合判定の判定方法

一見して危険と判定される場合以外は「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危

険度の大きい方を選んでください。

下記は、それぞれの各危険度の組み合わせごとの総合判定です。

AランクとAランクの場合は「1. 調査済（緑）」

AランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」

AランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

BランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」

BランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

CランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

コメント欄の記入方法

このコメント欄の内容は判定ステッカーの注記欄と同じ内容にしてください。

構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるようにしてください。

記入例	・隣接建築物が倒れ込む危険があります。 ・擁壁が崩壊し建築物が倒壊する恐れがあり危険です。 ・構造躯体である1階の柱が大きな損傷を受けており危険です。 ・建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。 ・屋外看板が落ちかけており危険があります。
-----	---

立入注意の範囲、ブロック塀等、特に安全上注意の必要な場合も記入してください。

また、判定結果が「3. 危険（赤）」と判定され、建築物内部に居住者がなおいる場合はコメント欄外にその旨を記入し、災害対策本部に報告してください。

集計欄は数字で記入

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）

整理番号 B-125 調査日時 1 月 21 日 午前 午後 2 時 調査回数 1 回目
 調査者氏名(都道府県／Na.) 千葉 太郎 (千葉県 / 千・公-〇〇-〇〇〇〇)
幕張 一郎 (千葉県 / 千・民-〇〇-〇〇〇〇)

建築物概要

1 建築物名称 T K ビル 1.1 建築物番号 60-3
 2 建築物所在地 新宿3-13 2.1 住宅地図整理番号 15
 3 建築物用途 1. 戸建て専用住宅 2. 長屋住宅 3. 共同住宅 4. 併用住宅 5. 店舗 6. 事務所
 7. 旅館・ホテル 8. 庁舎等公共施設 9. 病院・診療所 10. 保育所 11. 工場
 12. 倉庫 13. 学校 14. 体育館 15. 劇場、遊戯場等 16. その他 ()
 4 構造形式 1. ラーメン構造 2. ブレース構造 3. プレファブ 4. その他 ()
 5 階数 地上 4 階 地下 0 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 24 m×10 m

整理番号

B-125

建築物番号

60-3

住宅地図整理番号

15

3

6

4

1

地上

4 階

地下

0 階

ア

24 m

イ

10 m

調査方法

1

1

✓

①

2

②

1

③

3

被害最大の階

1 階

④

2

⑤

1

⑥

2

⑦

2

⑧

2

判定

3

調査 調査方法：①外観調査のみ実施 2. 内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ()

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	<u>2. 不明確</u>	3. 危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	<u>1. 1/300 以下</u>	2. 1/300～1/100	3. 1/100 超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1. 1/100 以下	2. 1/100～1/30	3. 1/30 超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1. 1/200 以下	2. 1/200～1/50	<u>3. 1/50 超</u>
被害最大の階(1階)			
④部材の座屈の有無	1. 無し	<u>2. 局部座屈あり</u>	3. 全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤筋違の破断率	<u>1. 20%以下</u>	2. 20%～50%	3. 50%超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1. 無し	<u>2. 一部破断あるいは亀裂</u>	3. 20%以上の破断
⑦柱脚の破損	1. 無し	<u>2. 部分的</u>	3. 著しい
⑧腐食の有無	1. ほとんど無し	<u>2. 各所に著しい錆</u>	3. 孔所が各所に見られる
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2. 要注意 Bランクが3以内の場合	<u>3. 危険</u> Cランクが1以上又は Bランクが4以上

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1. ほとんど無被害	<u>2. 著しいずれ</u>	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	<u>2. 歪み、ひび割れ</u>	3. 落下の危険有り
③外装材湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材乾式の場合	1. 目地に亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	<u>2. わずかな傾斜</u>	3. 落下の危険有り
⑥屋外階段	1. 傾斜無し	<u>2. わずかな傾斜</u>	3. 明瞭な傾斜
⑦その他(自動販売機)	1. 安全	2. 要注意	<u>3. 危険</u>
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	<u>3. 危険</u> Cランクが1以上ある場合

①

2

②

2

③

✓

④

2

⑤

2

⑥

✓

⑦

3

判定

3

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

- ・建築物の全体の傾斜が著しいため危険です。
- ・自動販売機が転倒する恐れがあります。

総合判定

3

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

(鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物編)

「1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に○印を付し、総合判定で、「3. 危険 (赤)」とし判定調査を終了してください。

隣接しているがけや地盤などが一見して危険な場合は、4. その他の項目の()内にその理由を記入し、総合判定で「3. 危険 (赤)」とし調査を終了してください。

この場合、コメント欄と判定ステッカーの注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入してください。

この項目で判定する場合は、「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無

建築物全体を調査し、特に、短柱やスパンの飛んだ箇所の柱の被害について判定してください。

なお、梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読みかえて判定してください。

損 傷 度 分 類	
損傷度Ⅰ	近寄らないと見えない程度のひび割れ。(ひび割れ幅0.2mm以下)
損傷度Ⅱ	肉眼ではっきり見える程度のひび割れ。(ひび割れ幅0.2～1.0mm程度)
損傷度Ⅲ	比較的大きなひび割れ(ひび割れ2mm程度)が生じているが、コンクリートの剥落は極めてわずかである。
損傷度Ⅳ	大きなひび割れ(ひび割れ2mm以上)が多数生じ、コンクリートの剥落も激しく、鉄筋がかなり露出している。
損傷度Ⅴ	鉄筋の座屈や破断、破壊面に沿ってコンクリートのつぶれやすれ、及び柱の高さ方向の変形が生じている。開口部ではサッシが曲がり、床が沈下している。

② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れ込む危険がある場合、隣接の斜面、がけ等が崩壊していて、敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をしてください。

③ 地盤破壊による建築物全体の沈下

基礎、杭、地盤等の基礎構造の破壊によって建築物全体が地表面から沈下した被害の状況を建築物の沈下とします。

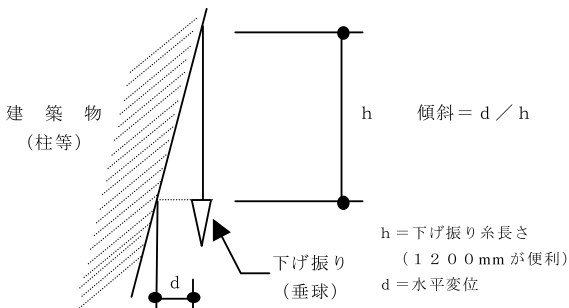
Bランク(0.2m～1.0m)は、0.2mを超え1.0m以下の範囲の場合をいいます。

④ 不同沈下による建築物全体の傾斜

建築物の沈下に伴って建築物全体が傾斜した被害の状況を建築物の傾斜とします。

Bランク(1/60～1/30)は、1/60を超え1/30以下の範囲の場合をいいます。

傾斜測定法(例)



ランク	A	B	C
傾斜 (d/h)	1/60 以下	1/60 ~ 1/30	1/30 超
1.2 m当たりの水平変位	$d \leq 20\text{mm}$	$20\text{mm} < d \leq 40\text{mm}$	$d > 40\text{mm}$

○ 柱の被害

構造躯体の損傷状況については、被害の最も大きい階を調査してください。

さらに、ラーメン構造では最も被害の著しい方向の柱の被害に着目して判定してください。

梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度を読みかえて判定してください。

壁式構造の場合は、柱の本数を壁の長さを読みかえて調査してください。

なお、判定の対象になる壁は、幅45cm以上の耐力壁とします。

調査率とは、

$$\frac{\text{調査階（被害最大の階）における調査した柱本数（壁長さ）}}{\text{調査階（被害最大の階）における柱総本数（壁総長さ）}}$$

⑤ 損傷度Ⅴの柱の本数／調査柱本数

Bランク（1%～10%）は、1%を超え10%以下の範囲の場合をいいます。

⑥ 損傷度Ⅳの柱の本数／調査柱本数

Bランク（10%～20%）は、10%を超え20%以下の範囲の場合をいいます。

○ 危険度の判定

判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定してください。

判定(2)は、②から⑥までの個数で判定してください。

例 判定(1)でBランク、判定(2)でCランクの場合→危険

判定(1)でAランク、判定(2)でCランクの場合→危険

判定(1)でAランク、判定(2)でBランクの場合→要注意

「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について

ここでは、落下物あるいは転倒物によって、危険性があるかどうかで判断します。

例えば、外壁が破壊していても、全て落ちてしまっていて落下するものがない場合、窓ガラスが割れて落下していてもバルコニーがあっても下には被害が及ばない場合、転倒物が既に転倒してしまってもう転倒する可能性がない場合などは全てAランクとなります。

また、外壁落下などで、ひさしなどにより、完全に被害が防止できないが、危険性がかなり減少する場合はBランクとするなど適宜判断してください。

落下危険物、転倒危険物の種類は調査表にあるだけでなく、ほかにもいろいろな物があるといえますが、「最も危険性の高い物は何か。」という視点で判断してその危険物が調査表にない場合は「⑥その他()」を活用して記入するようにしてください。

落下危険物、転倒危険物全体の判定基準は以下のとおりとして判定してください。

Aランク：明らかに危険性がないと考えられる場合。

Bランク：被害の危険性が相対的に低い場合、又は予測される被害が比較的軽い場合など。

窓ガラスが何枚か割れていて、余震により類似の窓ガラスの損傷による危険性が高い場合や既に同種の転倒物がかなり倒れていて、余震によ

る転倒の危険性が高い場合。

Cランク：既に傾いていたり、支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合。

転倒物については、支持するボルトなどが破断している場合や既に傾斜していて転倒の危険性が高い場合

各項目の記述事項には該当しないが、落下や転倒に対する危険性が高い場合。

① 窓枠・窓ガラス

② 外装材（モルタル・タイル・石貼り等）

このような壁のない場合は記入の必要がありません。

③ 外装材（ALC版・PC版・金属・ブロック等）

このような壁のない場合は記入の必要がありません。

④ 看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定するようにしてください。

⑤ 屋外階段

屋外階段の損傷の状況は、建築物全体の損傷度を知る大きな指標となるので、設置されている場合は必ず調査を行うものとする。

⑥ その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突など落下の危険など①～⑤までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定してください。

なお、特に危険なものがない場合は記入の必要がありません。

総合判定について

総合判定の判定方法

一見して危険と判定される場合以外は「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きい方を選んでください。

下記は、それぞれの各危険度の組み合わせごとの総合判定です。

AランクとAランクの場合は「1. 調査済（緑）」

AランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」

AランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

BランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」

BランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

CランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

コメント欄の記入方法

このコメント欄の内容は判定ステッカーの注記欄と同じ内容にしてください。

構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるようにしてください。

立入注意の範囲、ブロック塀等、特に安全上注意の必要な場合も記入してください。

また、判定結果が「3. 危険（赤）」と判定され、建築物内部に居住者がなおいる場合はコメント欄外にその旨を記入し、災害対策本部に報告してください。

記入例	・ 隣接建築物が倒れ込む危険があります。 ・ 擁壁が崩壊し建築物が倒壊する恐れがあり危険です。 ・ 構造躯体である 1 階の柱が大きな損傷を受けており危険です。 ・ 建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。 ・ 屋外看板が落ちかけており危険があります。
-----	--

集計欄は数字で記入

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）

整理番号 17A-① 調査日時 1 月 22 日(午前・午後 11 時 調査回数 回目
調査者氏名(都道府県/No.) 市原 太郎 (千葉県 / 千・公-〇〇-〇〇〇〇)
幕張 一郎 (千葉県 / 千・民-〇〇-〇〇〇〇)

建築物概要

1 建築物名称 緑ヶ丘ハイム 1.1 建築物番号 5-11
2 建築物所在地 緑ヶ丘5-1-3 2.1 住宅地図整理番号 15A
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 ③共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()
4 構造種別 ①鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造 () と ()
5 階数 地上 5 階 地下 1 階
6 建築物規模 1階寸法 約 15 m×1 25 m

調査 調査方法: ①外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 ()

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		A ランク	B ランク	C ランク
判定 (1)	①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	②あり	
判定 (2)	②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	①危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	①0.2m 以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m 超
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	①1/60 以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30 超
	柱の被害 [下記⑤⑥の調査席(被害最大の階) <u>1</u> 階] (壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)			
	⑤損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅴの柱総数 <u>0</u> 本 調査柱 <u>15</u> 本 (調査率 <u>60</u> %)	①1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超
	⑥損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅳの柱総数 <u>2</u> 本 調査柱 <u>15</u> 本 (調査率 <u>60</u> %)	1. 10%以下	②10%～20%	3. 20%超
判定 (2)		1. 調査済み 全部 A ランクの場合	②要注意 B ランクが 1 の場合	3. 危険 C ランクが 1 以上又は B ランクが 2 以上
危険度の判定 判定 (1) と判定 (2) のうち大きな方の危険度で判定する。		1. 調査済み (要内観調査)	②要注意	3. 危険

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	A ランク	B ランク	C ランク
①窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	②重み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
②外装材 湿式の場合 (モルタル・タイル・石貼り等)	1. ほとんど無被害	②部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合 (ALC 版・PC 版・金属・フロッグ等)	①目地に亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	①傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑤屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑥その他 ()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部 A ランクの場合	②要注意 B ランクが 1 以上ある場合	3. 危険 C ランクが 1 以上ある場合

総合判定 (調査の 1 で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の 2 と 3 の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済(緑) ② 要注意(黄) 3. 危険(赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

- ・構造躯体の 1 階の柱が損傷を受けており要注意です。
- ・窓ガラス、外壁にひび割れがあり、落下危険物も要注意です。

RC

整理番号

17A-①

建築物番号

5-11

住宅地図整理番号

15A

3

4

地上 5 階

地下 1 階

ア 15 m

イ 25 m

調査方法

1

1

判定 (1)

2

②

1

③

1

④

1

柱の被害最大の階

⑤

1

⑥

2

判定 (2)

2

判定

2

①

2

②

2

③

1

④

1

⑤

✓

⑥

✓

判定

2

総合判定

2

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

9. 応急危険度判定士認定等手続き様式

千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づく講習会の開催、認定登録や住所等の変更手続きなどは、県で行っています。

手続きに必要な様式は千葉県のホームページからダウンロードすることができます。

県庁HPアドレスとQRコード

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/oq-hanteishi/index1.html>



各種様式

- ・ 応急危険度判定士認定申請書（別記様式第3）
- ・ 応急危険度判定士登録事項変更届（別記様式第5）
- ・ 応急危険度判定士登録証再交付願（別記様式第6）
- ・ 応急危険度判定士登録辞退届（別記様式第7）
- ・ 応急危険度判定士死亡（失そう宣言）届（別記様式第8）

問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

住 所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電 話 043 (223) 3184・3186

F A X 043 (225) 0913

e-mail oq-chiba@pref.chiba.lg.jp

10. 保険制度説明

民間判定士で判定活動・訓練活動に従事する場合、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の保険が適用されます。

この制度では、民間判定士の名簿を作成する必要があるので、判定活動に参加する場合は、次項を判定活動実施本部等に伝えてください。（独自に判定活動を行なった場合は保険の対象となりません。）

1	判定士登録番号	2	氏 名	3	性別	4	年齢	5	勤務先又は連絡先

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度の概要

I 適用対象

1 適用範囲

千葉県、県内市町村が実施する応急危険度訓練活動・判定活動（他の都道府県への派遣の場合も含む。）に従事する民間の応急危険度判定士等。

2 適用期間

訓練活動又は判定活動に従事するために自宅又は職場を離れ、訓練に参加又は判定を行い、自宅若しくは職場に復帰するまでの間となります。ただし、宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のために宿泊施設を出るまでの間は除きます。

3 その他

具体的な適用の範囲及び期間は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」第5第1項に基づき、損害保険会社と全国協議会が締結する「保険契約」及び「被災建築物応急危険度判定士災害補償に関する特約書」によります。

なお、保険料については、各地方自治体が負担しています。

Ⅱ 保険金額

1 訓練活動中・判定活動中の傷害補償額

死亡 2,000万円

後遺障害 2,000万円（上限）

入院 5000円（日額）

通院 3000円（日額）

（被保険者が、判定作業従事の目的をもって自宅若しくは職場を出発したときから自宅若しくは職場に帰着したときまでの間の6泊7日まで）

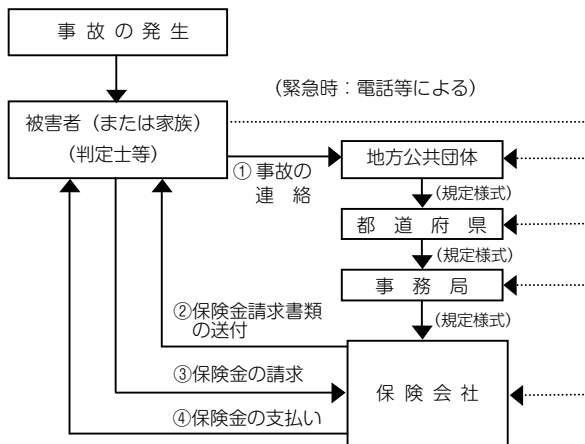
2 施設賠償額

支払限度額： 1億円（対人・対物賠償共通）

免責金額： なし

Ⅲ 事故の通知・保険金支払い手続きフロー

— 判定士等に事故があった場合 —



11. 判定活動Q & A

① 判定活動全般

・判定作業はどのように行なうのか？

(答え)

判定作業は、2人がチームになって、調査表等の定められた基準により、客観的に判定します。その際、危険と思われる建築物には立ち入らないで調査することになっています。

・判定対象建築物はどのように決められるのか？

(答え)

応急危険度判定は、原則として全ての被災建築物を行ないますが、各市町村により実施方法が異なります。例えば、地域や判定対象建築物を限定して実施する場合があります。

・震災後に被災地で行なわれる建物の調査や判定には、①応急危険度判定、②被災度区分判定、③罹災証明のための被害調査がありますが、これら3つの違いを教えてください。

(答え)

応急危険度判定とは、余震による建物の倒壊や落下物などから人的被害を防止するために、建物の安全性を応急的に判定し、建物への立ち入りの可否を住民に情報提供するものです。判定は、被災市町村の要請により資格を持った判定士が行いますが、緊急を要するため震災直後から速やかに実施されます。

次に、被災度区分判定とは、地震により損傷を受けた建物が修理により恒久的に継続使用が可能かどうか、また、どの程度の修理が必要か等、構造的視点から建物の復旧の要否について判定するものです。判定は、基本的に、建物の所有者が建築構造技術者等に依頼して行われることになります。

最後に、被害調査とは市町村に提出された「罹災届」に基づき、被災した建物の損傷の度合いを資産価値的な視点から調査し、「罹災証明」として認定するために行われます。調査は、主として市町村職員が行います。

このように、それぞれの目的に応じて判定等の視点・内容が異なりますので、同一建物をそれぞれ判定した場合であっても、その結果について心理的に相違を感じる場合もあります。

・判定活動に参加するためには、どの程度の休暇が必要ですか？

(答え)

応急危険度判定は、被災地において、地元市町村長の策定する判定実施計画に基づいて、支援都道府県が立案する「判定士派遣計画」により判断してください。なお、一人の判定士は原則3日程度の活動及びその前後の移動日となっています。

・判定後に大きな余震等を生じた場合、「調査済」や「要注意」と判定した建築物が更に危険状態を増したかどうか心配になるのですが。

(答え)

判定ステッカーには判定日時が記載されているので、余震の大きさにより、判定実施本部の判断次第如何で再度判定する場合も有り得ます。

・判定結果にミスがあった場合、その責任は問われますか？

(答え)

判定についての責任は基本的に判定実施主体の地方自治体にあり、個人の責任まで問われるものではありません。

しかし、応急危険度判定は地震の二次災害防止のため、応

急的に建物の安全性をチェックするものであり、その性格上できるだけ正確に行ってください。

- ・判定活動における補償制度はありますか？
- ・その保険料は誰が負担するのですか？

(答え)

民間判定士等が応急危険度判定の訓練活動や判定活動を行う場合には、全国被災建築物応急危険度判定協議会による補償制度（全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度）があります。

また、その保険料については、各地方自治体が負担しています。

- ・地方自治体からの要請はなかったが、ボランティアで独自に判定活動を行なってケガをした場合、保険はどうなるのですか？

(答え)

民間判定士等が地方自治体の要請により判定活動に参加していただく場合、地方自治体は参加判定士名簿を作成し、活動当日、集合場所で登録証等により本人確認の上、活動していただくことになります。

この場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の補償制度（保険）が適用され、参加判定士名簿に記載された民間判定士等が保険の対象となりますが、独自に判定活動を行った場合は保険の対象とはなりません。

- ・地方自治体から要請を受けて判定活動に参加し、自宅へ帰る途中でケガをしました。この場合、保険はどうなるのですか？

(答え)

保険の適用となる活動の期間は、判定活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅若し

くは職場に復帰するまでの間となります。したがって、この場合保険は適用されます。

また、判定活動を目的に参集する途上に事故等のやむを得ない理由により、集合場所での確認がとれなかった者についても、判定活動への参加の意志が確認された場合は、保険は適用されます。

・他の地域へ応援に行く場合、判定活動中の食事や宿泊場所は確保されていますか？

(答え)

原則として、判定実施主体である自治体が用意します。ただし、用意された施設以外で宿泊した場合や、用意された食事以外の食事を摂った場合は、原則として民間判定士等の負担となります。

・判定士が県外転出したとき、どうしたらいいですか？

(答え)

転入した県で認定申請（相互認証）を行えば、講習会の受講を要せずに判定士資格を取得することができます。ただし、県によっては認定条件が異なる場合があるので、事前に県の担当課にお尋ねください。

② 判定活動中

・判定活動を家主等に拒否された場合はどうすればよいのですか？

(答え)

家主等に応急危険度判定の主旨についてパンフレット等を使用してよく説明してください。それでも理解を得られない場合は、無理に判定を行わず、調査用紙にその旨を記入し、次に移ってください。

・住民から、「何をしているのか？」との問い合わせがあった場合。

(答え)

(応急危険度判定士登録証を提示し又、判定に係わるパンフレットを渡しながら) 私たちは〇〇市の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建物の安全性(危険性)を判定しているところです。

・判定実施中の余震が心配です。その危険の回避はどのようにしたらよいのですか。

(答え)

余震による危険性がある被災建築物の調査は、危険の及ばない相当の距離をおいて外観調査を行います。なお、外観調査においても、調査に気をとられて徐々に近づく傾向があるので注意が必要です。また、内観調査は場合によって危険が伴うので、調査者の安全が確実に図られる場合でかつ内観調査が必要と判断される場合のみ行います。

余震等の緊急事態が発生した場合は実施本部等に連絡し、その指示を仰いでください。

③ 判定ステッカーについて

・（緑の表示で）

「この建物は安全ですか。これからどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

（答え）

建築物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用してください。

また、部分的に損傷している所は早めに応急修理してください。何かありましたら判定ステッカーに記載してある電話番号に電話してください。

・（黄の表示で）

「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

（答え）

（技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し）建築物に立ち入る場合には、判定ステッカーの注記に書いてある内容にしたがって、十分注意してください（特に就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと）。

〇〇丁目の△△体育館を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

・（赤の表示で）

「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

（答え）

建築物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになると危険です。是非、市の担当部局（〇〇日以降は、災害対策本部）にご相談ください。電話番号は判定ステッカーに記載してあります。

また、〇〇丁目の△△体育館を避難場所として用意していますので、早急に避難してください。

・(黄や赤の表示で)

「言うことを聞かなければならないのか？」あるいは「強制力はあるのか？」と聞かれた場合。

(答え)

これらは、技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民の皆さんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

・近づくのも危険と思われる建物にも判定ステッカーを貼らなければならないか？

(答え)

余震による倒壊の危険性のある建物の調査は、危険の及ばない相当の距離をおいて実施すれば足ります。またこの場合は、建築物に対する注意喚起だけでなく、その付近へ立ち入ることの危険性を明らかにすることも必要であるので、判定ステッカーの注記欄にその範囲等を分りやすく表現した上で、その境界付近の見やすい位置に貼付することが適切であると考えられます。

④ その他

- ・ 現地で判定以外の業務を求められたら、丁寧にお断りし速やかにその場を離れてください。
- ・ 判定についての質問等には、判定士として、また建築専門家としての知識、経験等を基に適切な回答をしてください。
- ・ 建築物所有者(又は居住者等)ともめたら、判定ステッカーを貼らず、調査表にその旨の記録をしてください。(判定ステッカーを剥がされた場合も同様)
- ・ 実施本部の計画した判定地区以外の建物や対象外の用途の建築物所有者から、判定を頼まれた場合は、できる限り断ってください。
- ・ マスコミとの対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認しておいてください。